

令和7年度介護給付適正化事業PDCAシート

保険者名	四万十町
------	------

	重点的に取り組む事業	事業	内容 記載方法等	計画(P)			実行(D)		評価(C)	改善(A)		
				実施計画	数値目標	実施する理由(背景)	実施上の課題等	実施計画に対する実績	数値実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題等
①		要介護認定の適正化(要介護認定調査の事後点検)	・委託調査については、事業所からの提出後に、保健師による判断基準と特記事項の記載内容の整合性の確認を行う。 ・直営の新任調査員については、定期的に研修を受講する。	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画(実施する内容、実施時期、実施体制など)	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画の数値目標(回数や実施率など)	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施する理由(背景) 実施計画を実施する目的	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、想定される課題など	記載時期:年度末 記載内容:実施計画に対する実施状況	記載時期:年度末 記載内容:数値目標に対する実施数値	記載時期:年度末 記載内容:実施後の分析、検証結果(事業を実施した結果分かったこと及び検証結果など)	記載時期:年度末 記載内容:実施後の分析、検証結果をもとに必要に応じて変更した実施計画	記載時期:年度末 記載内容:変更計画を実行するに当たり、想定される課題など
		要介護認定の適正化(一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域格差及び保険者内の合議体格差等についての分析)	高幡事務局から配布される、各合議体の集計表を確認し、軽重度変更率にあまりに差が出ている場合は指導を行う。	合議体格差等の分析を年12回実施	合議体間において、変更率の格差があり、その原因を明確化させるため。	特になし	・書類等による点検:100% ・指導案件はなし	合議体格差等の分析を年12回実施:100%	変更新く、来年度以降も継続。	特に変更なし	特になし	
②		ケアプラン等の点検(ケアプランの点検)	・町内の居宅介護支援事業所の全ケアマネジャーから各1事例ずつケアプランを提出していただき、そのうち3件を対象にヒアリングと助言を行う。 ・地域包括支援センターの主任ケアマネジャーと連携し、適切な点検を行う。	書類点検:町内全事業所の全ケアマネジャー ヒアリング:3事業所の3ケアマネジャー	ケアマネジャーに対し、利用者の意向に沿った自立をサポートするケアプラン作成ができていないかを確認するため。	点検対象者が前回、前々回と偏らないように注意する。	全事業所ケアマネジャーに書類点検とフィードバックを行う。 ヒアリングは3事業所3人に実施した。	書類点検及びヒアリング実施:100%	課題分析や記載が十分でないケアマネジャーがいる	特に変更なし	特になし	
		ケアプラン等の点検(住宅改修の点検)	・事前申請前に訪問調査を行い、必要性や適切な内容であるか確認を行う。 ・事前申請時の理由書等を参考に対象者の身体状態に合う改修内容となっているか確認する。 ・竣工写真により、改修が適切に行われたかを確認する。 ・竣工写真では、内容がわかりづらいもの等がある場合は受給者宅を訪問し、改修内容を確認する。 ・不適切な箇所が見つかった場合は業者に伝達するとともに、今後改修を行ううえでの参考とする。	訪問調査による点検:100% 書類等による点検:100% 竣工写真による点検:100%	受給者の状態に応じた適切な改修であり、自立支援につながるかを確認するため。	着手までに緊急を要するものが多い。また、事前確認にあたる保険者の知識・判断力が必要である。	事前申請前に訪問調査を行い、必要性や適切な内容であるか確認を行うとともに事前申請の理由書等の確認を行った。 また、竣工写真により、適切な改修が行われているか確認を行った。	訪問調査による点検:100% 書類等による点検:100% 竣工写真による点検:100%	事前申請前の立ち合い調査を100%行うことで、被保険者・ケアマネジャー・業者・保険者間で協議・検討ができた。このことにより、必要な改修が行われ、適切な給付ができた。	変更なく、来年度以降も継続。	保険者担当の知識習得や引継ぎ	
		ケアプラン等の点検(福祉用具購入・貸与調査)	・受給者の身体状況に応じた福祉用具であるか、理由やケアプラン等で確認・点検し、必要性について精査する。また、カタログ等により、該当商品が一般的な価格のものか確認する。 ・購入後、一定期間が経過した後に、必要に応じ利用状況を確認する。 ・例外給付分については、「軽度者の取り扱い要領」により事前確認を行い、必要性について点検を行う。	書類等による点検:100%	受給者の身体の状態や生活状況等により、購入・貸与の必要性等を確認するため。	福祉用具の購入や例外給付を除く貸与は、事前確認を必要としないため、個別の修正が難しい。事前確認するには人手不足等の課題がある。	受給者の身体状況に応じた福祉用具であるか、理由やケアプラン等で確認・点検し、必要性について精査を行った。 例外給付分については、「軽度者の取り扱い要領」により事前確認を行い、必要性について点検を行った。	書類等による点検:100%	必要に応じて給付されていることを確認した。	変更なく、来年度以降も継続。	福祉用具の購入や例外給付を除く貸与は、事前確認を実施していないため、個別の修正が難しい。事前確認するには人手不足等の課題がある。	
③		医療情報との突合・縦覧点検(医療情報との突合)	国保連合会からの「医療情報との突合審査」結果通知書で過誤処理の件数、給付費を把握し、過誤処理が多く行われている事業所に対しては個別に説明を行い、是正を図る。	国保連合会に委託:100%	事業所から不当な請求が行われている場合や、請求内容の確認が不十分である場合もあるため。	事業所に対して個別説明や指導を行うこと。	国保連合会に委託:100%	国保連合会に委託:100%	特に気になる事業所はなかった。	変更予定なく、来年度以降も継続。	特になし	
		医療情報との突合・縦覧点検(縦覧点検)	国保連合会からの「縦覧審査」結果通知書で過誤納処理の件数、給付費を把握し、過誤処理が多く行われている事業所に対しては個別に説明を行い、是正を図る。	国保連合会に委託:100%	事業所から不当な請求が行われている場合や、請求内容の確認が不十分である場合もあるため。	事業所に対して個別説明や指導を行うこと。	国保連合会に委託:100%	国保連合会に委託:100%	特に気になる事業所はなかった。	変更なく、来年度以降も継続。	特になし	
		ア「要介護認定期間の半数を超える短期入所受給者一覧表」	ケアマネジャーからのサービス計画確認書および提供票実績とも突合を行い、一覧表を確認する。	書類等による点検:100%	適正な利用を確認するため。	特になし	書類等による点検:100%	書類等による点検:100%	適正な利用が来ている。	特になし	特になし	
		イ「軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表」	・一覧表の内容を確認し、事前提出書類が提出されている受給者か確認する。 ・事前提出されていない受給者がいた場合は、事業者等に受給者の状況と貸与の理由を確認する。	事前提出書類との突合100% 事業者等への確認100%	適正な利用を確認するため。	特になし	書類等による点検:100%	書類等による点検:100%	適正な利用が来ている。	特になし	特になし	
		ウ「居宅介護支援再請求等状況一覧表」	実施の予定なし									
		国保連の適正化システムの活用	実施の予定なし								令和8年度から、ケアプラン点検対象者の抽出にも活用予定	
		その他の適正化事業の取組	ケアプラン点検の対象者、事業者抽出に活用する。	帳簿の内容確認:100%	帳簿を活用し、不適切なサービスが提供されたケースがないかの確認を行うため。	特になし	・帳簿による対象者の抽出:100%	・帳簿による対象者の抽出:100%	トリトンシステムはケアプラン点検の抽出にしか利用しておらず、費用対効果が低い。	令和7年度末で、トリトンシステムの活用は終了予定。今後は国保連の適正化システムとAIの活用を行っていく。		